

新旧対照表

新					旧				
別表第1 (第3条、第7条関係)					別表第1 (第3条、第7条関係)				
区分	事業種類	事業内容	補助率	重要な変更	区分	事業種類	事業内容	補助率	重要な変更
鳥獣被害防止総合対策事業費補助金					鳥獣被害防止総合対策事業費補助金				
鳥獣被害防止総合対策推進事業	1 被害緊急対応型 2 広域連携型	<p>事業費 <u>（国交付金事業）</u> 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 ⑤ 広域柵の再編整備計画策定支援 ⑥ サル複合対策 ⑦ 鳥類複合対策 ⑧ 他地域人材活用 ⑨ ICT等新技術の活用 ⑩ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 ⑪ 集落点検の促進 ⑫ 専門的人材育成・確保</p> <p>(2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整備 ② 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>(3) ICT等新技術実証（情報通信技術等を用いた捕獲技術等）</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ① 販売拡大支援 ② 搬入促進支援</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ① 実施隊員の人材育成 ② 新規獣銃取得支援</p> <p>(7) 捕獲サポート体制の構築</p> <p>(8) 処理加工施設の人材育成</p> <p>(9) ICTの活用による情報管理の効率化</p> <p>(10) 簡易的な集合埋設設備の設置等支援</p>	定額、2分の1以内 (1) 1被害緊急対応型にあっては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑫までの取組に要する経費については、1市町村当たりの限度額として鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(1)に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。 (2) 2広域連携型にあっては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑫までの取組に要する経費については、1市町村当たり実施要領（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(2)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 (3) 2広域連携型にあっては、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の⑤から⑫までの取組に要する経費については、実施要領（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を加算することができるものとする。 (4) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から⑫までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(4)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 (5) 事業内容欄の1の(1)、(2)及び(5)の②における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限	区分の新設、中止又は廃止					
					鳥獣被害防止総合対策推進事業	1 被害緊急対応型 2 広域連携型	<p>1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 ⑤ 広域柵の再編整備計画策定支援 ⑥ サル複合対策 ⑦ 鳥類複合対策 ⑧ 他地域人材活用 ⑨ ICT等新技術の活用 ⑩ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p>(2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整備 ② 誘導捕獲柵わな導入</p> <p>(3) ICT等新技術実証（情報通信技術等を用いた捕獲技術等）</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ① 販売拡大支援 ② 搬入促進支援</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ① 実施隊員の人材育成 ② 新規獣銃取得支援</p> <p>(7) 捕獲サポート体制の構築</p> <p>(8) 処理加工施設の人材育成</p> <p>(9) ICTの活用による情報管理の効率化</p> <p><u>（新設）</u></p>	定額、2分の1以内 (1) 1被害緊急対応型にあっては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）が行う事業内容欄の1の(1)の②から⑩までの取組に要する経費については、1市町村当たりの限度額として鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(1)に掲げるとおり定額補助とすることができるものとする。 (2) 2広域連携型にあっては、(1)被害防止活動推進に要する経費の2分の1以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については、1市町村当たり実施要領（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(2)に掲げる額以内を限度額として定額補助とすることができるものとする。 (3) 2広域連携型にあっては、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の⑤から⑩までの取組に要する経費については、実施要領（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を加算することができるものとする。 (4) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から⑩までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(4)に掲げる額以内を限度額として定額補助することができるものとする。 (5) 事業内容欄の1の(1)、(2)及び(5)の②における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限	区分の新設、中止又は廃止

		<p>の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。</p> <p>(6) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり100万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり110万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(7) 事業内容欄の1の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(8) 事業内容欄の1の(5)の①については、1市町村当たり300万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に関する経費は1施設当たり35万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>				<p>の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。</p> <p>(6) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり100万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあっては、ICT等新技術の実証に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり110万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(7) 事業内容欄の1の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の2分の1以内とするが、1市町村当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(8) 事業内容欄の1の(5)の①については、1市町村当たり300万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に関する経費は1施設当たり35万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--	---	--	--	--	---

			<u>2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができますものとする。</u>	
鳥獣被害防止総合対策整備事業	(略)	1 事業費 <u>(国交付金事業)</u> 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費 (略)	(略)	(略)
		2 事業費 <u>(県単独事業)</u> <u>銃猟扱い手育成環境整備事業</u> <u>(地域の捕獲の扱い手である銃猟狩猟者の確保及び技能向上のための射撃場の維持・存続に必要となる、施設及び設備の部分的な整備又は改修(管理棟、クレー放出機、操作盤、その他付帯施設等)</u>	<u>2分の1以内</u> <u>ただし、1市町村当たり350万円以内を限度額として補助できるものとし、補助対象経費及び補助要件については、別表第4に定めるとおりとする。</u>	
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	(略)	事業費 <u>(国交付金事業)</u> (略)	定額 ただし、上限単価については、別表第5に定めるとおりとする。	(略)
スマート捕獲等普及加速化事業		事業費 交付等要綱第4の2の(6)に基づいて行う事業に要する経費 (1) ICT機器及びデータを活用した被害防止対策の実施 (2) ICT機器及びデータを活用した被害防止対策の普及活動	定額 ただし、1市町村当たり1,200万円以内を限度額として定額補助できるものとする。	<u>区分の新設、中止又は廃止</u>

(注)

鳥獣被害防止総合対策推進事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)別表の区分・事業種類欄の2の(1)に、鳥獣被害防止総合対策整備事業(銃猟扱い手育成環境整備事業は除く)は、同表の区分・事業種類欄の1の(1)に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、同表の区分・事業種類欄の2の(4)に、スマート捕獲等普及加速化事業は、同表の区分・事業種類欄の2の(6)にそれぞれ対応する。

別表第2(第3条関係)(上限単価(消費税を除く。))(略)

1 被害防止活動推進 (1) (略) (注1) (略) (注2) 箱わなを導入する場合においては、防錆仕様(亜鉛めっき等)のほか、捕獲の対象となる獣種ごとに以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境及び捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。 (2) ~ (3) (略) 2 (略)
別表第3(第3条関係)(上限単価(消費税を除く。))

鳥獣被害防止総合対策整備事業	(略)	1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費 (略)	(略)	(略)
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	(略)	1 事業費 (略)	定額 ただし、上限単価については、別表第4に定めるとおりとする。	(略)
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

(注)

鳥獣被害防止総合対策推進事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知)別表の区分・事業種類欄の2の(1)に、鳥獣被害防止総合対策整備事業は、同表の区分・事業種類欄の1の(1)に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、同表の区分・事業種類欄の2の(4)に、それぞれ対応する。

別表第2(第3条関係)(上限単価(消費税を除く。))(略)

1 被害防止活動推進 (1) (略) (注1) (略) (注2) 箱わなを導入する場合においては、防錆仕様(亜鉛めっき等)のほか、捕獲の対象となる獣種ごとに以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境及び捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。 (2) ~ (3) (略) 2 (略)
別表第3(第3条関係)(上限単価(消費税を除く。))

1 鳥獣被害防止施設 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) (注1) (略) ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径を ϕ 5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。 <u>素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠</u> ）とする。 ・金網柵については、金網の径を ϕ 2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。 <u>素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠</u> ）とする。 (注2)～(注5) (略) 2 (略)

1 鳥獣被害防止施設 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) (注1) (略) ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径を ϕ 5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。 <u>素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠</u> ）とする。 ・金網柵については、金網の径を ϕ 2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛めっき等。 <u>素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS規格に準拠</u> ）とする。 (注2)～(注5) (略) 2 (略)

別表第4 (第3条関係)

1 補助対象経費	
区分	補助対象経費
鳥獣被害防止総合対策整備事業 <u>(銃猟扱い手育成環境整備事業)</u>	射撃場の維持・存続に必要となる施設及び設備の部分的な整備又は改修にかかる経費であって、以下の経費に該当するもの。 (1) 施設、設備等工事請負費 (2) 設備、機器導入費（毎年必要となるリース料及びサービス利用料を除く。） (3) 物品購入費 (4) その他整備に必要な物品購入費（消耗品を除く。）及び取付費として、知事が必要があると認める経費
2 補助要件	
(1) 市町村が被害防止計画に定めた射撃場であること。 (2) 指定射撃場の指定を受けた射撃場の部分的な整備又は改修であること。 (3) 別表第1の区分「鳥獣被害防止総合対策整備事業」の事業内容欄1の(3) 捕獲技術高度化施設の対象とならない事業であること。 (4) その他知事が必要があると認めるもの。	
3 その他	
機器等の有効利用の観点から、事業の実情等に即し、必要があると認められる場合は、中古品の機器を補助対象とすることができるものとする。ただし、その場合には、次の要件を満たしていることとする。 (1) 万一機械が故障等により稼働できなくなった場合であっても、事業実施主体が自力で修理し、又は更新して導入した年度を含め5年間以上稼働することを別紙4による確約書により確約すること。 (2) 導入する機器の使用年数が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）における耐用年数に相当する期間を超えないこと。	

別表第5 (第3条関係) (略)

(新設)

別表第4 (第3条関係) (略)